

統 審 議 第11号

平成18年 12月 8日

総 務 大 臣  
菅 義 偉 殿

統計審議会会長  
美 添 泰 人

諮問第313号の答申

平成19年に実施される就業構造基本調査の計画について

総務省は、平成19年に実施を予定している就業構造基本調査（指定統計第87号を作成するための調査）について、近年における雇用形態の多様化、非正規雇用や若年層の無業者の増加等就業構造の変化を踏まえ、就業及び不就業に関する実態をよりの確に把握するため調査事項の変更を行うとともに、調査の円滑かつ効率的な実施の観点及び民間開放に係る取組の推進の観点から、調査方法の変更を行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の調査計画全般について、統計の体系的整備、統計需要への的確な対応等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

## 記

### 1 今回の調査計画

#### (1) 今回調査の意義

就業構造基本調査（以下「本調査」という。）は、昭和31年の調査開始以降、国民のふだんの就業及び不就業の状態（以下「ユージュアル・ベース」という。）を調査し、全国及び地域別の就業構造や就業異動の実態、就業に関する希望など

を明らかにすることを目的として開始され、平成19年に実施予定の今回調査は15回目にあたる。

こうした中、平成14年調査（以下「前回調査」という。）では、調査実施の時期が、雇用情勢が一段と厳しい時期であったことから、本来はユージュアル・ベースの本調査に、月末一週間の就業及び不就業の状態（以下「アクチュアル・ベース」という。）の調査事項を追加することで、雇用情勢の地域別実態をより詳細に把握すると同時に、ユージュアル・ベースとアクチュアル・ベースの関連を分析することとした。

さらに、前回調査以降、雇用慣行の見直しや定年の延長等を背景として、就業形態の多様化は進展しており、とりわけ、高齢就業者や若年無業者の問題が顕在化しており、統計需要に的確に対応する観点から、就業及び不就業の詳細な実態を引き続き把握することが求められる状況にある。

## (2) 調査対象数

調査対象数については、前回調査と同程度の結果精度を維持するため、今回、15歳以上の者約105万人を調査対象とすることとし、抽出単位（1の世帯が居住することができる建物又は建物の一部）について、前回調査の約44万抽出単位から、今回は約45万抽出単位として、そこに居住する15歳以上の世帯人員を調査する計画である。

これについては、前回調査と同程度の結果精度を維持するために、1世帯当たりの15歳以上平均世帯人員の減少に伴って抽出単位数を増加させるものであり、適当と認められる。

## (3) 調査事項

ア 「月末一週間の就業状態」については、前回調査において地域別の雇用情勢が明らかにされたこと、これに代わる新たな調査課題が浮上したこと等から、今回、これを削除する計画である。

しかしながら、前回調査におけるユージュアル・ベースとアクチュアル・ベースとのクロスによって、不安定な就業等の実態が相当程度明らかにされているものの、さらに、育児及び介護・看護に係る実態を明らかにするため、「育児」、「家族の介護・看護」等の選択肢を追加の上、前回調査に引き続き把握することが必要である。

なお、当該事項の把握に当たっては、報告者の混乱を招かないよう、両者の区分の明確化に留意する必要がある。

イ 「居住地移動の時期・理由」については、簡素な質問形式に変更するために削除し、「1年前の居住地」に変更して把握する計画である。

これについては、報告者負担の軽減に資するものであり、適当と認められる。

ウ 会社などの役員及び自営業主に対して、自分で事業を起こしたか否かの「起

業の有無」について、新たに把握する計画である。

これについては、雇用機会の創出や女性の社会進出の分析等に資するものであり、適当と認められる。

エ 有業者の職業能力開発の実態を明らかにするため、「訓練・自己啓発の実施の状況」について、新たに把握する計画である。

これについては、職業能力開発行政の基礎資料を整備するものであり、おおむね適当と認められる。

しかしながら、職業能力開発の趣旨にかんがみ、訓練・自己啓発の効果を期待される無業者についても把握する必要がある。

さらに、自己啓発については、職業能力開発に係る政策の効果測定に資するため、公的機関による助成の有無を選択肢に追加することが必要である。

オ 仕事をしたいと思っていない無業者の実態を把握するため、「就業を希望しない理由」について、新たに把握する計画である。

これについては、特に若年層の無業者の実態について社会的関心が高まっており、その要因把握に資することから、適当と認められる。

カ 学校卒業後初めて就いた職（以下「初職」という。）の状況を明らかにするため、「初職と現在の仕事又は前の仕事との関係」、「初職についた時期」及び「初職の従業上の地位及び勤め先での呼称」について、新たに把握する計画である。

これについては、初職の状況が、その後の就業に与える影響等を把握するものであり、おおむね適当と認められる。

しかしながら、「初職の従業上の地位」の選択肢については、当該調査事項の重要度を勘案し、「常雇」、「臨時雇」及び「日雇」を削除することが必要である。

キ 「配偶の関係」の選択肢のうち、「配偶者なし」を「未婚」、「死別・離別」に分割する計画である。

これについては、若年層の無業者等の就業実態のよりの確な把握に資するものであり、適当と認められる。

ク 「教育の状況」の選択肢のうち、「大学・大学院」を「大学」と「大学院」に分割し、また、「短大・高専」を「短大・高専」と「専門学校」に分割する計画である。

これについては、分割する区分における在学・卒業者数が近年増加していること及び他調査との比較に資することから、おおむね適当と認められる。

しかしながら、「専門学校」等の選択肢の並べ方については、報告者の混乱を避けるため、「高校」、「専門学校」、「短大・高専」の配列とすることが必要である。

ケ 「就業日数又は就業時間」の選択肢のうち、1週間の就業時間の「60時間以上」を「60～64時間」と「65時間以上」に分割する計画である。

これについては、長時間労働者の実態の把握に資するものであり、おおむね適当と認められる。

しかしながら、1年間の就業日数についても、自営業主を含む長時間労働者の実態を把握するため、「250日以上」を「250～299日」と「300日以上」に分割する必要がある。

コ 「前職の離職理由」の選択肢のうち、「定年又は雇用契約の満了」を「定年」と「雇用契約の満了」に分割する計画である。

これについては、いわゆる2007年問題等による離職の実態をよりの確にとらえる観点から、適当と認められる。

サ 「副業」については、前回調査に係る諮問第280号の答申において、副業に係る事項の拡充を図ることが提言されたところであるが、前回調査と同様の計画で副業の有無、副業の産業について把握する計画である。

これについては、就業形態の多様化が進み、特に専門的職業による同業種の兼業等副業の増加が見込まれることを踏まえ、よりの確な実態把握を行うため、「調査票の記入のしかた」において副業の例示を記入する等の措置をとることが必要である。

シ 「雇用形態」の選択肢のうち「契約社員・嘱託」について、前回調査と同様に把握する計画である。

しかしながら、これについては、契約社員と嘱託が異なる雇用の形態であること、就業形態の多様化や高齢化に伴い今後増加が見込まれることを踏まえ、「契約社員」と「嘱託」に選択肢を分割することが必要である。

#### (4) 調査方法

調査方法については、一部の市町村において、調査対象者の選択により、インターネットを用いた回答を可能とすることを計画している。

これについては、導入地域が限定されるが、回答方法の多様化により、報告者負担の軽減にも資することから、おおむね適当と認められる。

しかしながら、利用するオンラインシステムが試行段階であること、このような調査方法の世帯への導入例がないこと等から、実査段階における十分な体制整備を行うとともに、調査結果に基づき、事後的な報告・評価を行うことが必要である。

#### (5) 調査結果の集計及び公表

調査結果の集計については、今回、調査事項に対応した集計様式の変更を計画するとともに、産業及び職業について、国勢調査（指定統計第1号を作成するための調査）の産業及び職業分類に準じて集計することを計画している。

これらについては、より詳細な就業の実態を把握することに資するため、適当と認められる。

なお、年齢階級別の集計については、企業における定年の延長、継続雇用制度等の導入を踏まえ、高齢者等の就業のより詳細な実態把握に資するため、高齢者層の各歳別の集計を行うことが必要である。

## 2 民間開放の導入

今回調査については、統計調査の実施に関わる業務の民間開放を推進する観点から、調査方法の一つとして、地方公共団体において、統計の正確性・信頼性の確保及び調査対象者の秘密保護が図られることを前提条件として、実地調査に係る業務の民間事業者への委託を可能とする計画である。

しかしながら、このことについては、今回調査の計画案において、具体的な実施計画案が示されるに至らず、また、導入の前提とされる調査精度の確保についても試験調査による検証が行われていない状況の中、可能な範囲で審議を行わざるを得なかった。

今回の本調査の民間開放の取組について、総務省は、調査実施期日までの間、導入することが予定される地方公共団体との調整を行うこととしているが、円滑な導入を図る観点から事務処理要領の作成、仕様書の基準の策定等の環境整備を進めることにより、事務処理に万全を期す必要がある。その際には、高品質の統計の作成のため、調査内容の秘密保護や結果精度等について十分担保した実施計画を策定することが必要である。

## 3 今後の課題

本調査は、社会経済情勢の変化や少子化及び高齢化の進展等を踏まえた就業構造の分析の基礎資料として、官民を問わず幅広く利用され、時代の変化に対応した的確な調査事項の設定等が求められている。このことを踏まえ、統計体系の整備及び統計需要への的確な対応等の観点から、今後、以下の課題について検討する必要がある。

### (1) ふだんの就業状態のとらえ方について

ふだんの就業状態については、前回調査の答申において、本調査におけるユージュアル・ベースの就業状態のとらえ方について、今後、その基準等を含め幅広く検討する必要があるとされたことを踏まえ、ユージュアル・ベースの調査事項とアクチュアル・ベースの調査事項のクロス集計に基づく結果の分析等に基づき、引き続き検討する必要がある。

特に、どうしてもふだんの状態を決められない者の就業状態の基準の在り方について検討する必要がある。

## (2) 的確な調査事項の設定について

本調査は、国民の就業構造を詳細にとらえることができる唯一の調査であり、調査事項へのニーズは多種多様なものがある。このため、時系列的な比較の観点からは、定義や調査事項の大幅な変更は慎重に扱うべきと考えられる。しかしながら、この点を考慮しつつ、近年の就業の実態をよりの確にとらえるためには、調査事項の入れ替え並びに設問の仕方及び選択肢の区分の見直しを検討する必要がある。

このような観点から、次回以降の調査においては、「居住地の移動の理由」及び「社会保険の加入状況」について、調査事項の周期化を含めて把握を検討する必要がある。

また、「従業上の地位」の選択肢のうち、「常雇」、「臨時雇」及び「日雇」については、多様化している有期契約労働の実態をよりの確にとらえるため、国勢調査や労働力調査（指定統計第30号を作成するための調査）との比較可能性を考慮しつつ、本調査において見直す方向で検討する必要がある。